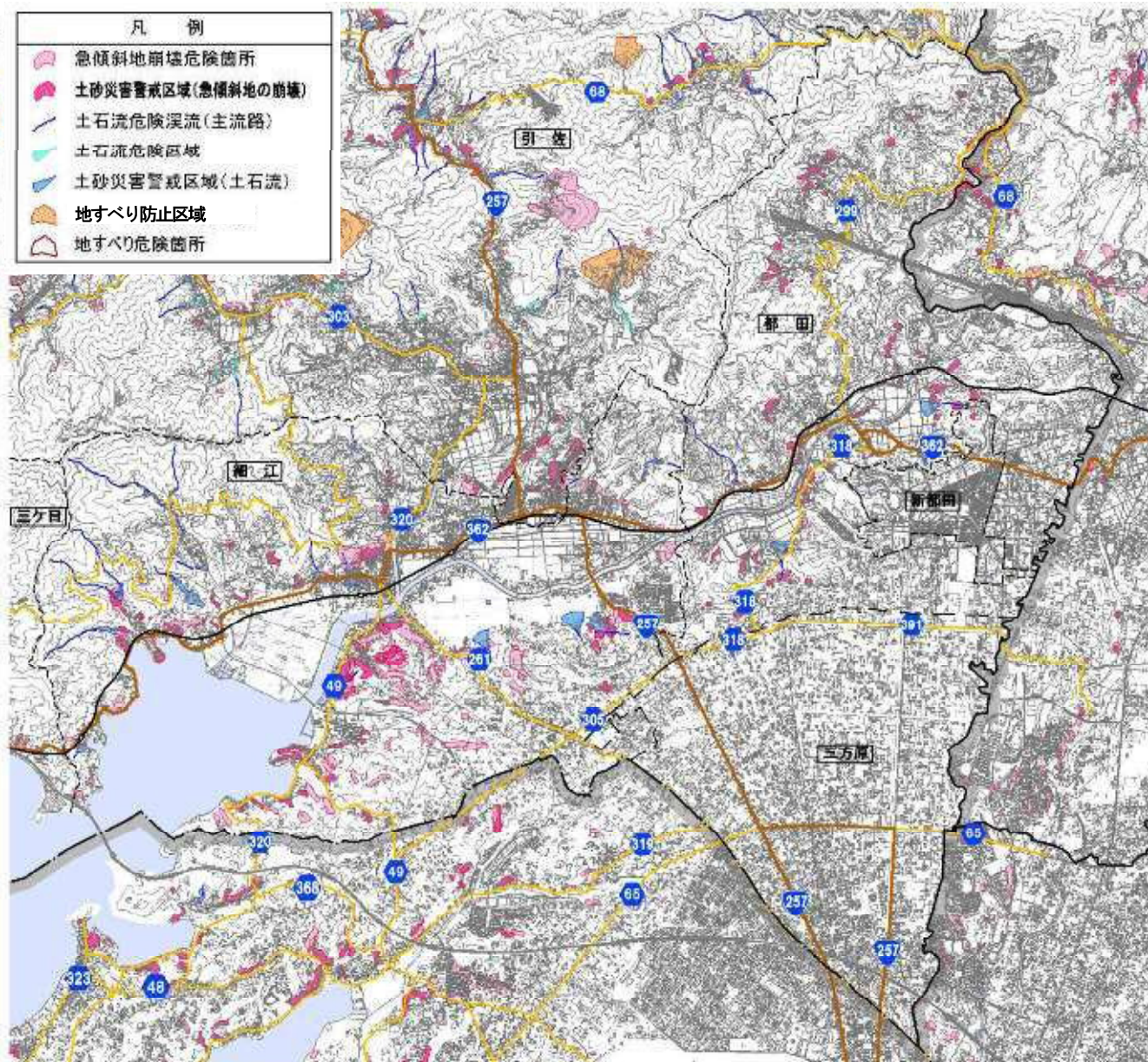


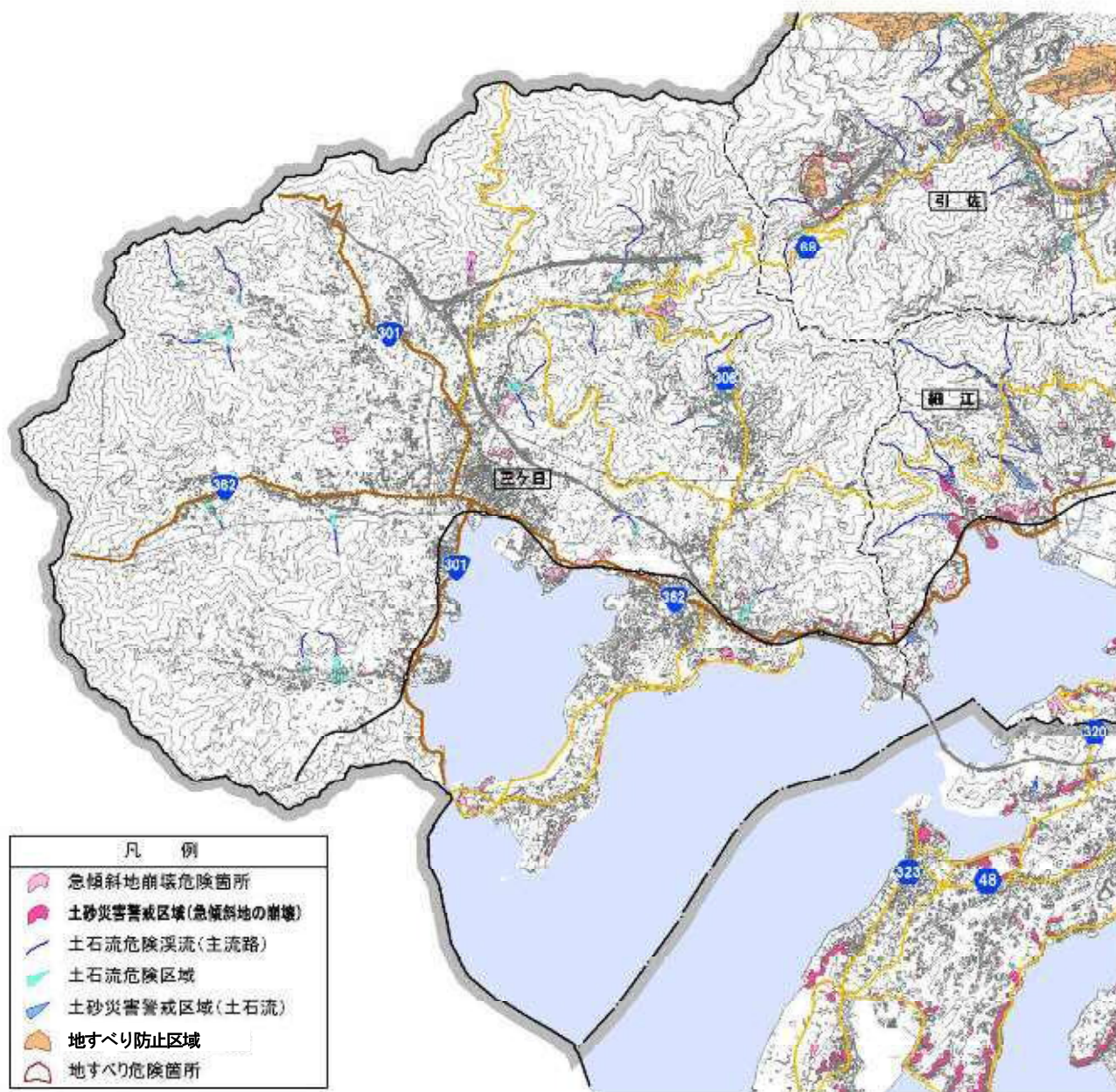
II-3 土砂災害

II-3-1 土砂災害危険箇所



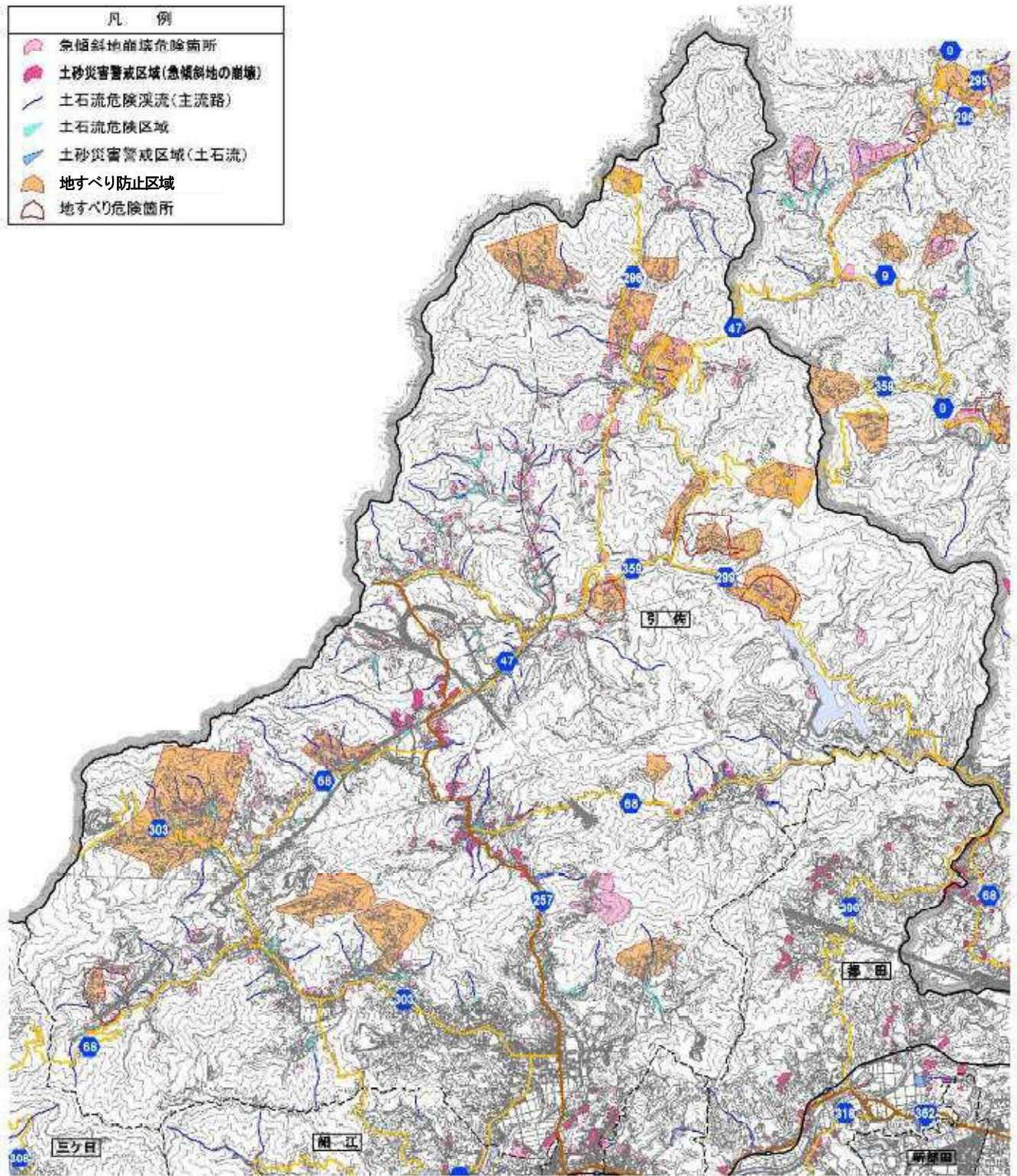
北区における土砂災害危険箇所（細江・三方原・都田・新都田地区）（平成24年3月現在）

※凡例の用語の説明は、2-23 ページまたは用語集を参照



北区における土砂災害危険箇所（三ヶ日地区）（平成24年3月現在）

※凡例の用語の説明は、2-23 ページまたは用語集を参照



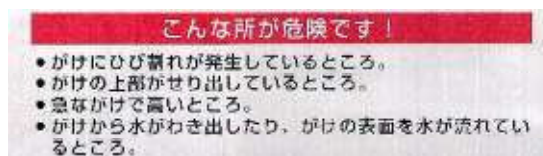
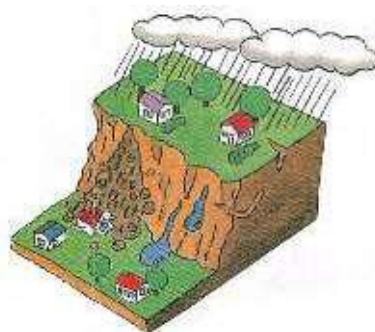
北区における土砂災害危険箇所（引佐地区）（平成24年3月現在）

※凡例の用語の説明は、2-23 ページまたは用語集を参照

○土砂災害のしくみ

■がけ崩れ・山崩れ

- ・斜面が突然崩れ落ちる災害です。
- ・崩れた土砂は斜面の約2倍の距離まで達することがあります。
- ・地震や大雨、長雨で地面に水がしみ込んで発生しますが、前触れがあまりなく突然発生します。
- ・スピードが速いため、家屋近くで発生した場合、逃げ遅れることが多い災害です。



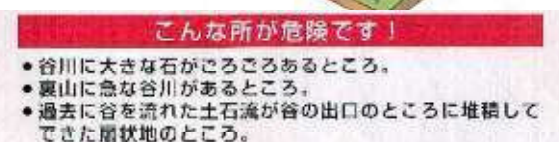
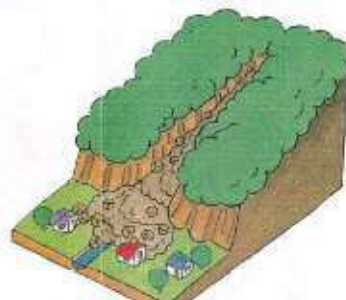
(出典:浜松市土砂災害防災マップ)

※**急傾斜地崩壊危険箇所**：がけ崩れの危険性があり、人家や学校・病院などの公共施設に被害が出ると想定される区域のこと。静岡県が指定している。

※**土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）**：急傾斜地の崩壊が発生した場合に住民などの生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域のこと。静岡県が指定している。

■土石流

- ・山腹や川底の石や土砂が長雨や集中豪雨などの大量の水と一緒に、津波のように襲ってくる災害です。
- ・流下速度は20～40km/h（自動車並みのスピードです）
- ・ゾウの数倍の大きな岩が混じった土石流もあり、家や田畑を押し流してしまいます。



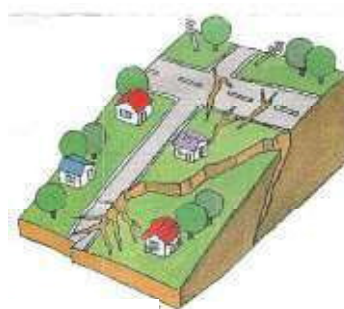
(出典:浜松市土砂災害防災マップ)

※**土石流危険渓流（主流路）**：土石流発生の危険性があり、人家や学校・病院などの公共施設に被害が出ると想定される渓流のこと。静岡県が指定している。

※**土砂災害警戒区域（土石流）**：土石流が発生した場合に住民などの生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域のこと。静岡県が指定している。

■地すべり

- ・地下水が粘土のようなすべりやすい地層に込んで、そこから上の地面がすべり出す災害です。
- ・普段は1日に数mm程度でゆっくりと動きますが、突然スピードを増すことがあります。
- ・広い範囲で地面がすべり、家屋や道路を崩壊させます。



(出典:浜松市土砂災害防災マップ)



※地すべり防止区域: 地すべり発生の危険性があり、人家や道路・河川・官公署などの公共施設に被害が出ると予想される区域のこと。国が指定している。

※地すべり危険箇所: 地すべり発生の危険性があり、人家や道路・河川・官公署などの公共施設に被害が出ると予想される区域のこと。静岡県が指定している。

II-4 北区の災害特性のまとめ

(1) 区全体

【自然条件】

- ・ 区の中心部は河川による沖積低地が広がり、周辺の山間地においては谷底低地によって形成されています。

【災害の履歴】

- ・ 都田川、井伊谷川のはん濫による水害が度々発生してきました。また、大地震時には浜名湖に接する平野部において津波の被害が発生しています。
- ・ 三方原台地のがけ地や山間部においては、台風に伴いがけ崩れが発生しています。

(2) 地区別

【三ヶ日地区】

■山地・丘陵地

- ・ 標高50～400mの山地が取り囲んでいる。山地の地盤は古い時代の岩石でつくられている
- ・ もともとは強い地盤だが、風雨にさらされてもろく崩れやすくなった部分があり、大雨や地震時にがけ崩れや地すべりが発生するおそれがある

■猪鼻湖（浜名湖）周辺

- ・ 標高5m未満の低い土地となっており、河川によって運ばれた砂や泥、礫（れき）でつくられている。これらの地域は、地震時には液状化するおそれがある
- ・ 釣橋川や都筑大谷川などの河川沿いでは、大雨時に浸水のおそれがある

【引佐地区】

- ・ 井伊谷川、神宮寺川沿いの平たん部を除き、標高が100m以上の山地となっている
- ・ 河川沿いは砂や泥でつくられた軟弱地盤であり、地震時には液状化するおそれがある
- ・ 山地は、地盤はしっかりしているが、風雨にさらされてもろく崩れやすくなった部分があり、大雨や地震時にがけ崩れや地すべりが発生するおそれがある



【細江地区】

■山地・丘陵地

- ・ 北側には標高100m以上の山地・丘陵地が広がっている。これらは古い時代の岩石でつくられている
- ・ 地盤はしっかりしているが、風雨にさらされてもろく崩れやすくなった部分があり、大雨や地震時にがけ崩れや地すべりが発生するおそれがある

■都田川河口付近

- ・ 標高 3m未満の低い土地となっており、河川によって運ばれた砂や泥でつくられている。これらは軟弱地盤であり、地震時には液状化するおそれがある。
- ・ また、大地震時の津波による浸水も想定されている
- ・ 都田川や井伊谷川などの河川沿いでは、大雨時に浸水のおそれがある

【三方原・都田・新都田地区】

- ・ 三方原地区は、浜北区との境界に台地と平野部の境があり、がけ地となっている。これらのがけ地では、大雨や地震時にがけ崩れが発生するおそれがある
- ・ 都田川沿いの地盤は、河川が運搬して堆積した砂や礫層でつくられており、地下水位が高い場所では地震時に液状化するおそれがある。また、都田川の近くは、大雨時に浸水するおそれがある

III 災害から身を守る

III-1 避難行動の考え方

(1) 住んでいる地域の危険性を知ろう

- ・大地震やそれに伴う津波は過去に繰り返し発生し、大きな被害を受けてきました。
- ・また、近年集中豪雨が頻発するなどにより、風水害や土砂災害の危険性も高まっています。
- ・この計画に掲載されている地形・地質や過去の災害履歴などから、自分の住んでいる地域の危険性を確認しましょう。

(2) 災害が起こる前に備えよう

- ・国による南海トラフ巨大地震の被害想定では、北区において最大震度7と想定されています。
- ・震度7とは、耐震性の低い木造建物が倒壊し、室内もほとんどの家具が大きく移動する強い揺れであり、身を守るためには事前の備えが不可欠です。
- ・また、集中豪雨の頻発などによる、風水害や土砂災害に対しても常に備えが必要です。
- ・家の耐震化、家具の固定、備蓄品の準備など、事前の備えを必ず行いましょう。

(3) 想定にとらわれず避難しよう

- ・東日本大震災では、津波の被害想定範囲外の住民も多く被災しました。
- ・過去の災害経験や被害想定にとらわれることなく、可能な限り安全な場所に避難できるよう、普段から避難経路や避難場所を検討しておきましょう。

(4) 自ら判断し最善を尽くして避難しよう

- ・家族の状況、テレビ・ラジオなどからの情報、家の周りの状況などを踏まえ、市からの避難情報（避難勧告や避難指示など）を待たず、自ら判断して早めに避難しましょう。
- ・反面、大雨の時などは、無理に避難所に向かうことで危険なことがあります。状況に応じ、自宅や近くの知人宅などの2階以上に避難するなど、最善策を考え行動に移しましょう。

(5) 津波からは率先して避難しよう

- ・人間は、「自分は危ない目に遭わない」と都合よく思い込み、心を落ち着かせようとする特性があります。（これを「正常化バイアス」(3-2 ページ参照)といいます)
- ・津波は地震後すぐに海岸に到達し、速いスピードで迫ってきます。大きな揺れや長い揺れを感じたら、津波が来ると考え、勇気を持って率先して避難することが大切です。
- ・あなたが「津波だ、逃げろ」と叫びながら避難することで、周りの人たちの避難行動を促すことができます。

【参考】正常化バイアスとは？

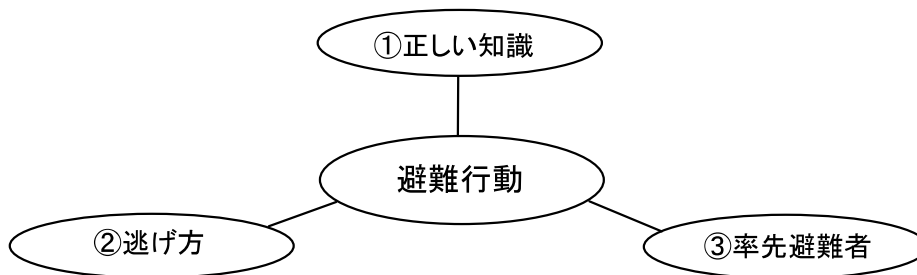
災害時に陥りやすい心理状態（東日本大震災の教訓より）

東日本大震災の津波被害を踏まえた浜松市の津波対策 中間報告書
(平成 23 年 10 月 浜松市津波対策プロジェクト会議)より抜粋

(1) 東日本大震災の教訓

東日本大震災の津波避難にかかわる教訓として次の3点が挙げられる。

- ①釜石市の小中学生が防災教育を活かして無事であった(釜石の奇跡)。しかし、これは奇跡ではなく、長年の地道な津波避難訓練などの必然的な結果であった。
- ②近所の人から、「津波が来るから逃げないと危ない」と言ってくれたことで、避難のきっかけになった。人は、津波は来ないと自分の都合のいいように思い込み(正常化バイアス)、避難行動に移れなかった。
- ③避難したら他人におかしいと思われるかもしれないと思い(多数性同調バイアス)、人は避難を始められなかった。つまり、過去に経験したことのない出来事が突然身の周りに起きた時、その周囲に存在する多数の人の行動に左右されてしまった。



(2) 津波避難方法の基本的考え方

前述の教訓から本市の津波避難方法の基本は、次の3点である。

- ①正しい知識
 - ・ 災害図上訓練(DIG 訓練)や防災講座を通して、**津波知識、地域の危険箇所を把握する。**
(例えば、ブロック積倒壊の危険のある箇所を回避する避難ルート)
 - ・ 小中学校の児童・生徒を対象に防災教育を行い、親へ波及させる。
- ②逃げ方
 - ・ **大きな揺れを感じたら、すぐ避難!**(サイレンやTV情報を待たずに)
 - ・ **逃げながら大声で「津波だ! 逃げろ!」**と言いながら、逃げられないでいる住民の避難意識にスイッチを入れる。
 - ・ **家族は必ず安全な場所へ避難していると信じて、自分ひとりでも高いところへ早く逃げる**(ただし、事前に家族と避難する場所や連絡先などの取り決めが必要)。
- ③率先した避難者
 - ・ **自ら率先して避難者となり、周辺住民の避難のきっかけとなる。**

III-2 地震・津波から身を守る

III-2-1 避難のタイミングと行動

(1) 突発的に地震が発生した場合

地震発生～グラツときたら

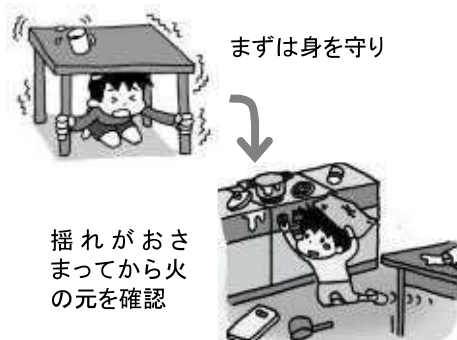
- ・頭部を守るなど、可能な範囲で身を守る
- ・あわてて外に飛び出さない

緊急地震速報に注意する

最大震度 5 弱以上が予測される場合、強い揺れが始まる数秒～数 10 秒前に、緊急地震速報がテレビ、ラジオ、携帯電話などで報じられることがある

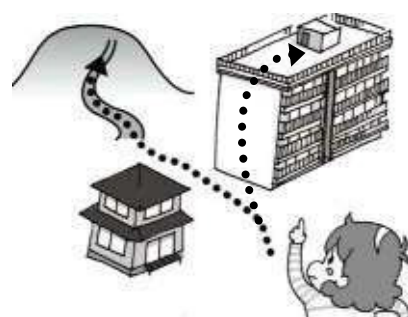
地震の揺れから身を守る

- ・机の下にもぐる
- ・家具から離れ、安全な場所に逃げ込む
- ・揺れている間は無理にコンロなどの火を消さない
※大地震時はマイコンメーターにより自動的にガスが遮断される
- ・玄関のドアや外に通じる窓を開け、避難路を確保する



津波から逃げる（特に浜名湖沿い）

- ・強い揺れや長い揺れ（1 分以上）がおさまったら、津波警報などの情報を待たずに避難する
- ・高台など、可能な限り、より高いところに避難する
- ・日ごろから家族で話し合い、自宅、学校、勤務先など、いろいろな場所からの避難場所を考えておく



津波警報などが解除されるまでは高い場所を離れない

【参考】液状化が発生したら

- ・道路から砂や泥が噴き出して地盤が傾き、道路や橋が通行できなくなることがあります。また、上下水道・ガスの寸断や建物が傾くなどのおそれがあります。
- ・日ごろから、避難場所まで複数の経路を確認しておき、道路などが通行できない場合に備えましょう。
- 避難経路の確認は、4-31ページ参照
- ・また、支援物資の到着が遅れることを想定し、十分な非常備蓄品などの備えをしておく必要があります。
- ・ライフラインの寸断により水が使えないことも想定し、飲料水や便袋などの備えも大切となります。
- 備蓄品のチェックは、4-25 ページ参照



液状化の被害例
(上写真出典：「阪神・淡路大震災被害調査報告書」(社)建設コンサルタンツ協会)

(2) 地震の予知に関する情報が出された場合(東海地震)

- ・気象庁が、東海地域で常時観測している地殻変動や地震などの観測データに異常が現れた場合、東海地震に結びつくかどうかを「東海地震に関連する調査情報」により発表します。
- ・テレビ、ラジオ、インターネットなどを通じて発表されます。
- ・情報の種類および主な防災対応は以下のように定められています。

危険度	低	東海地震に関連する調査情報	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月の定例の判定会で評価した調査結果のほか、通常と異なる変化が観測された場合は、臨時で調査状況が発表される ・テレビ、ラジオなどの情報に注意し、平常どおり生活する
	中	東海地震注意情報 観測現象が東海地震の前兆である可能性が高まった場合	テレビ、ラジオなどの情報に十分注意し、国や自治体から出される情報に従って行動する <ul style="list-style-type: none"> ・避難の必要はないが、避難の準備（非常持出品の確認、子どもの引取り、戸締り、火の元の確認など）を済ませる ・避難に時間のかかる災害時要援護者（4-38 ページ参照）はこの段階で避難を始める
	高	東海地震予知情報(警戒宣言発令) 東海地震発生のおそれがある場合	テレビ、ラジオなどの情報に十分注意し、国や自治体から出される情報に従って行動する <ul style="list-style-type: none"> ・津波やがけ崩れなどの危険が予想される地域にいる人は、安全な場所にすぐ避難する ・自宅の耐震性に不安がある人は、屋外の安全な場所（公園、広場、グラウンドなど）に避難する ※警戒宣言発令時のサイレンパターンは、45秒鳴、15秒休

※東海地震発生のおそれがなくなったと判断された場合などは、いずれの情報も解除されます。

※上記の内容は平成24年10月現在のものです。

【参考】東海地震の予知と警戒宣言について（浜松市ホームページより抜粋）

（１）東海地震の予知について

- ・現在、県内には、地震予知観測のため 370 カ所以上に観測機器が設置されており、そのうちのおよそ 1/3 のデータは、東京にある気象庁へ電話回線を利用して自動的に送られ、24 時間監視されています。

（２）警戒宣言について

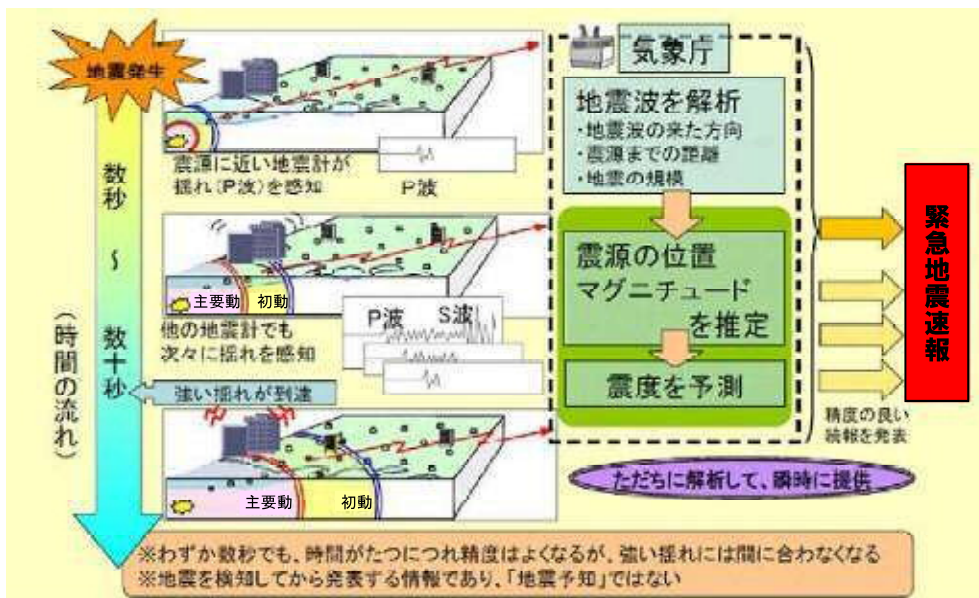
- ・「警戒宣言」とは「2～3 日以内(または数時間以内)にマグニチュード 8 程度の大地震(東海地震)が発生し、静岡県全域が震度 6 弱以上の地震の揺れに襲われる」という宣言であり、「大規模な地震の発生に備えて、安全の確保を行ってください」というものです。
- ・気象庁で、観測データに東海地震の前ぶれと見られる異常現象が確認された場合、ただちに「地震防災対策強化地域判定会」が開催されます。判定の結果、東海地震の発生が予想される場合には、気象庁長官が「東海地震予知情報」を発表し、内閣総理大臣に報告します。内閣総理大臣は、閣議で決定した後、静岡県全域を含む「地震防災対策強化地域」に対して「警戒宣言」を発令します。

III-2-2 避難するために知っておく情報

（１）情報の種類

①緊急地震速報

- ・気象庁がテレビ、ラジオ、携帯電話などを通じて発表します。
- ・最大震度 5 弱以上が予想される場合、地震発生直後に関連地域へ揺れの到着時刻や震度を予測して通知する予報・警報です。
- ・強い揺れが始まる数秒から数十秒前に発表され、とっさに身の安全を確保するために有効な情報です。
- ・なお、震源に近い地域では発表が間に合わないことがあります。






緊急地震速報の仕組み（出典：気象庁ホームページ）

②津波に関する情報



- ・強い揺れや長い揺れ（1分以上）を感じた場合は、津波に関する情報を待たずに、すぐに高いビルや高台へ避難しましょう。
- ・また、遠方で発生した大地震など、浜松市で強い揺れを感じなくても津波が到達する場合があります。特に津波警報や大津波警報がテレビ、ラジオ、同報無線のサイレンなどで伝えられたら、ただちに高いビルや高台へ避難しましょう。
- ・東日本大震災を踏まえ、気象庁により津波警報の内容や発表のタイミングの見直しが進められており、平成 25 年 3 月から下表の内容で運用予定です。

津波警報などの発表基準

名 称	津波予想高さの区分 (発表する津波の高さの数値表現)	必要な避難行動	サイレン吹鳴パターン
大津波警報	10m 以上 (10m 超) 5m~10m (10m) 3m~5m (5m)	ただちに高いビルや 高台に避難する	 (3 秒鳴) (2 秒休) ⇒9 回繰り返し
津波警報	1m~3m (3m)		 (5 秒鳴) (6 秒休) ⇒9 回繰り返し
津波注意報	0.2m~1m (1m)	ただちに海の中や 海岸から離れる	 (10 秒鳴) (2 秒休) ⇒9 回繰り返し

(2) 情報の入手先

- ・地震に関する情報、最新の災害情報は、以下から入手できます。

種 類	情報先	入手方法	入手できる情報
FMラジオ	エフエム ハロー Fm Haro!	周波数 76.1MHz	・災害情報 ・避難所開設状況 など
インター ネット	浜松市 Yahoo!ブログ		
	防災気象情報 (気象庁)		・各地の震度 など
電子メール	浜松市 防災ホットメール	登録方法は 4-3 ページへ	・避難所開設状況 など
携帯電話	緊急速報メール (エリアメール)	詳細は 4-4 ページへ	・緊急地震速報 など

III-2-3 避難する時のポイント

(1) 地震・津波からの避難

■ 地震・津波から身を守る7カ条

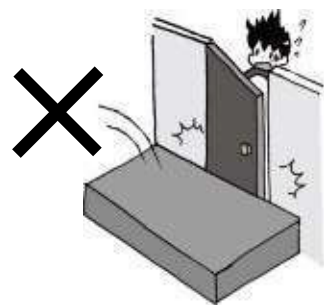
① 寝る部屋は安全な場所に／枕元には懐中電灯などを

- ・地震・津波で最も被害が大きくなるのは、「夜、寝ている時」(特に冬)といわれている
- ・寝室は家具の配置などを工夫し、寝る場所や出入口付近に家具を配置しない
- ・停電や寒さ対策のため、枕元には懐中電灯、携帯ラジオ、くつ・スリッパ、防寒着などを常備する
- ・また、懐中電灯や非常用持出袋などは、揺れで紛失しないように固定しておく
(停電時に点灯するコンセント式の充電式ライトなどが便利)



② 家から外に出るまでの安全ルートを確認

- ・避難の第一歩として、まず家から屋外に出る時間を短縮する必要がある
- ・普段から家具の配置を工夫し、部屋のドア、窓、玄関などの外に通じるルートを確認し、出入口付近や廊下には物を置かない



③ 津波からの避難場所を決め、現地を確認

- ・地震発生後、津波はすぐに海岸に到達する
- ・日中、学校や仕事などで、家族や知人と離れている状況でも連絡を取り合う時間はない
- ・とっさに行動できるよう、日ごろから家族で高いビルや高台などの避難場所を決め、避難ルートや登り口などを確認しておく
- ・自宅以外でも、学校、勤務先などからの避難場所も考えておく



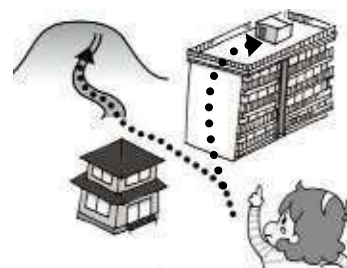
④ 「津波だ」「逃げろ」と呼び掛けながら率先して避難

- ・あなたが呼び掛けながら避難することで、まわりの人たちが避難するきっかけになる
- ・学校や職場でもあなたが率先して避難する



⑤ 想定にとらわれず、可能な限り、高い場所へ避難

- ・東日本大震災では、津波の被害想定範囲外の住民も多く被災している
- ・津波の力はすさまじく、わずかな水深でも人は流されてしまう
- ・想定にとらわれず、可能な限り、より高いところへ避難する



⑥ 津波警報が解除されるまでは高い場所を離れない

- ・津波は繰り返し到達し、第1波より、第2波以降が大きい場合もある
- ・東日本大震災でも、いったん避難した後に帰宅し、津波に巻き込まれた人がいる



⑦ 携帯ラジオなどで情報収集

- ・携帯ラジオなどを持って避難すれば、停電時も情報が入手できる
- ・浜松市の「防災ホッとメール」の登録を行い、情報を受信できるようにする



(2) 津波警報が解除されたら

① 自宅に住めない状況なら避難所へ

- ・家を離れる時は火災を防ぐためにガスの元栓を締め、電気ブレーカーを切り、施錠する
- ・玄関に行き先をはり、避難する
- ・避難所などに向かう途中、ブロック塀、がれき、切れて垂れ下がった電線などに近づかない
- ・日ごろから近くの避難所や地域で決めた避難場所を確認しておく



② 自宅に住める状況なら自宅へ

- ・隣近所の人の様子を確認し、お互いに助け合う
- ・携帯ラジオなどで正しい情報を入手する



【参考】自宅に住めない状況とは

○自宅が下記のような状態であるときは、避難所へ避難しましょう。

- ・倒壊、火災、浸水などにより生活できない
- ・余震などで倒壊のおそれがある
- ・身の危険を感じる



○また、大地震発生直後から、以下の応急危険度判定が実施される場合があり、建物の状況把握の目安となります（出典：応急危険度判定協議会ホームページ）。

- ・応急危険度判定とは、大地震により被災した建築物を調査し、その後に発生する余震などによる倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの危険性を判断することにより、人命にかかわる二次的災害を防止することを目的に行われる
- ・応急危険度判定士は、一級建築士、二級建築士などが講習を受けて登録を行うもので、平成24年3月末日現在で全国で約10万人が登録されている
- ・東日本大震災でも、発生直後より応急危険度判定士が現地に入り、発生後3～4ヶ月程度で調査を行っている



応急危険度判定により家に張り出されるステッカー
（出典：応急危険度判定協議会ホームページ）

<注意>

- ・「応急危険度判定」は、市町村が災害による被害状況を証明する「り災証明」（損害保険の申請時などに必要）とは異なります。

(3) 場所や状況に応じた行動

- ・いつどこで被災するか分からない地震に対しては、様々な状況を事前に想像し、いざという時に備えておくことが重要です。
- ・日ごろから危険な場所に近づかない、建物の非常口の確認などを習慣にしておくことが地震時のリスクを低減することにつながります。

① 街なかなど

■ デパート・スーパー

- ・バッグやカゴなどで頭部を保護する
- ・売り場から離れ、壁ぎわに移動する
- ・あわてて屋外に出ず、係員の指示に従う



■ エレベーター

- ・すべての階のボタンを押し、止まった階で降りる
- ・地震発生後は使用しない



■ 地下街

- ・地下街にはおよそ60 mおきに出口が設置されているため、落ち着いて出口を探して避難する
- ・係員の指示に従う



■ ビル、オフィス

- ・机や作業台の下にもぐる
- ・ロッカーなどの大型備品の転倒や、OA機器の落下に注意する

② 移動中

■ 路上

- ・ブロック塀、電柱、自動販売機など倒れやすいものから離れる
- ・割れたガラスや看板などの落下物に注意する
- ・しっかりとした建物に入り落下物を避ける



■ 自動車運転中

- ・徐々にスピードを落とし、身の安全が確保できる道路の左側に停止し、揺れがおさまるまで外に出ない
- ・キーをつけたまま車を離れて徒歩で移動する（車検証は持参する）



■ 鉄道・バス

- ・つり革や手すりにしっかりとつかまる
- ・係員の指示に従う



③山、海、川

■ がけ地など

- ・ がけ地や川の堤防の近くなど、崩れる可能性がある場所からすぐに離れる



■ 海岸、川

- ・ 海岸では津波の危険性があるので、すぐに陸に上がり高い場所に避難する
- ・ 川も津波が遡上する可能性があるため、すぐに離れ高い場所に避難する

④学校

- ・ 机の下にもぐる
- ・ 先生の指示に従い行動する
- ・ 津波警報が解除されるまでは帰宅しない、また保護者も子どもを迎えに行かない



⑤火災が迫った時

- ・ 火災が迫ってきたら、広い道路を通り大きな公園やグラウンドへ避難する



III-3 風水害から身を守る

III-3-1 避難のタイミングと行動

昭和49年（七夕豪雨時）に、都田川や井伊谷川（細江地区）では大きな浸水被害が発生しました。近年では集中豪雨が頻発しており、河川のはん濫が発生しやすくなっています。川の近くにお住まいの人は注意しましょう。

（1）豪雨の場合

避難のタイミング

- ①1時間に60～70mm以上の雨が降ることが予想される
- ②「大雨警報、洪水警報」が発表された
- ③都田川や井伊谷川などの水位が「避難判断水位」になった
- ④浜松市から「避難勧告」が発令された



周囲が浸水していない場合

- ①水害からの避難は、浸水が始まる前、大雨になる前、夜暗くなる前に行く
- ②危険を感じたら、開設された避難所や自宅の2階などできるだけ高い所へ早めに避難する



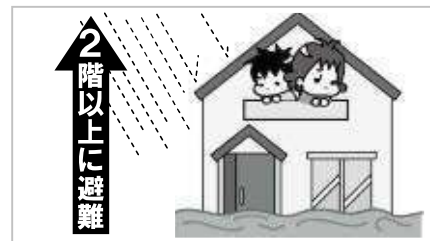
周囲が浸水している場合

<危険な状況>

- ①10cm程度の浸水だが濁った水で足元が見えない
- ②20cm程度の浸水だが流れがある
- ③周辺の道路が50cm程度（大人の膝下）浸水している
- ④夜間や激しい降雨により見通しがきかない など

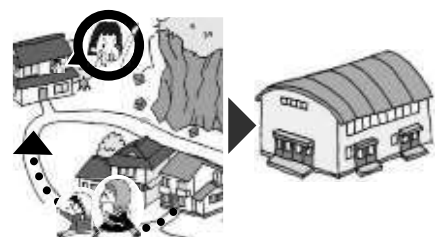


- ・浸水した状況で避難所へ向かうのは危険
- ・川の近く以外では、自宅の2階などできるだけ高い所へ緊急的に避難する
- ・平屋の場合、近くの2階以上の建物へ避難する



避難所が遠い場合

- ・家庭内や地域で決めている、身近で安全な場所（浸水や土砂災害の危険がない場所・建物）へ緊急的に避難し、その後、自宅で生活できない状況であれば避難所へ移動するなど、段階的に避難する



(2) 台風の場合

台風接近の場合…暴風雨や高潮に注意

- ①浜松市付近を台風が通過することが予想される
- ②「暴風警報、大雨警報、洪水警報」が発表された
- ③浜松市から「避難勧告」や「避難指示」が発令された

- ・早めに身の安全を守れる避難場所へ移動する
- ・沿岸部では、鉄筋コンクリート造の建物の上階へ避難する
- ・台風通過中は屋外に出ない

(3) 竜巻の場合

竜巻の場合…突然の天候変化に注意

- ①台風が接近している
 - ②空が急に暗くなる
 - ③大粒の「ひょう」が降る
 - ④雲の底から地上に伸びる、円柱状の雲が見える
 - ⑤飛散物が筒状に舞い上がる
- (夜間の場合)
- ⑥ゴーというジェット機のような音がする
 - ⑦気圧の変化で耳に異常を感じる



<屋内にいる場合>

- ・建物の1階（または地下）に移動する
- ・窓を開けない、雨戸やシャッターを閉める
- ・窓から離れ、家の中心部に移動する
- ・頑丈な机の下に入り、両腕で頭と首を守る

<屋外にいる場合>

- ・近くの頑丈な建物に移動する
- ・頑丈な建物が近くにはない場合は、近くの水路やくぼみに身を伏せ、両腕で頭と首を守る

III-3-2 避難するために知っておく情報

(1) 情報の種類

① 気象情報

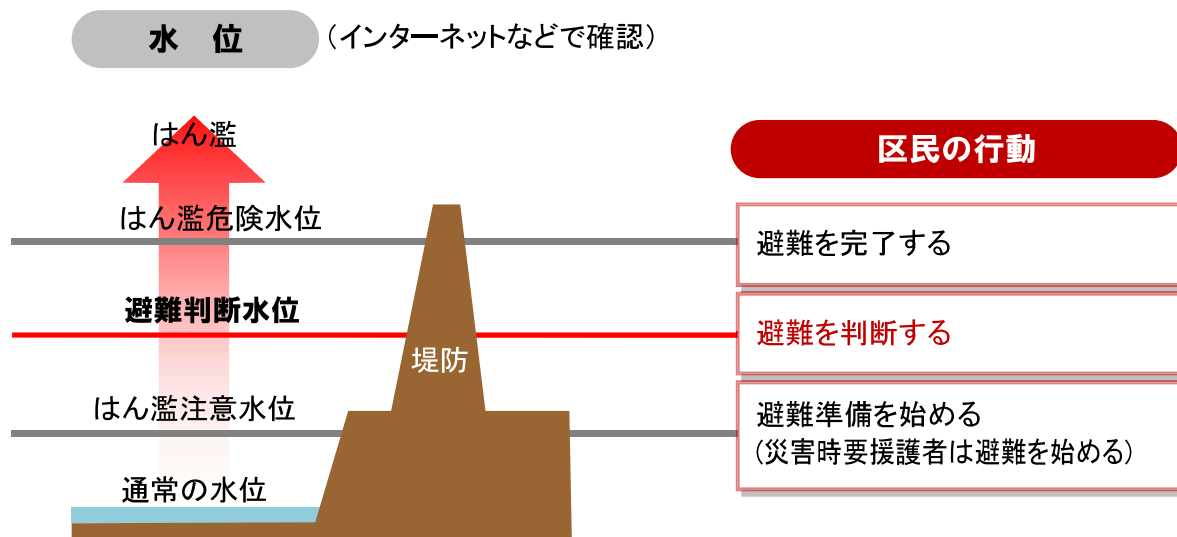
- ・気象庁から出される大雨などの情報は以下のとおりです。

降雨に関する情報（浜松市南部）

種類	発表される条件	発表される基準
大雨注意報	大雨によって災害が起こるおそれがある	雨量が3時間に40mm以上
洪水注意報	大雨や長雨により川が増水し、洪水によって災害が起こるおそれがある	雨量が3時間に40mm以上
大雨警報	大雨によって重大な災害が起こるおそれがある	雨量が3時間に70mm以上
洪水警報	大雨や長雨により川が増水し、洪水によって重大な災害が起こるおそれがある	雨量が3時間に70mm以上

② 河川の水位情報

- ・避難の目安となる河川の水位情報は、河川の管理者である国土交通省（天竜川）、および静岡県（その他の中小河川）から提供されます。
- ・水位情報としては、下表のようなものがあり、テレビ、ラジオ、インターネットなどを通じて発表されます。
- ・大雨時に直接河川の様子を見に行くことは絶対にしないでください。また、風雨により同報無線や広報車の声が聞こえにくくなりますので、テレビ、ラジオ、インターネットなどで、自ら情報収集を行います。





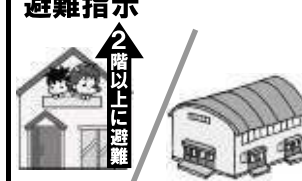
※上図の「避難」とは、指定避難所もしくは自宅や近所の知人宅の2階以上に避難するなど、状況に応じた最善の行動を取ることも含みます。

河川の水位情報と市民の行動の目安

③避難情報

・浜松市から出される避難情報および区民が取る行動は以下のとおりです。

浜松市から出される避難情報および区民の行動

名称／イメージ	考え方	区民の行動
避難準備情報 	<ul style="list-style-type: none"> 避難に時間がかかる高齢者や障がいのある人などの災害時要援護者を早めに避難させるために、市長、区長が避難勧告や避難指示に先だつて発表するもの 	<ul style="list-style-type: none"> 避難に時間のかかる人（災害時要援護者など）は、早めに避難を始める それ以外の人には、避難するための準備（非常持出品など）をする
避難勧告 	<ul style="list-style-type: none"> 災害発生または発生のおそれがある時に、市長、区長が必要と認める地域の居住者などに対し、避難のための立ち退きを勧めうながすもの 	<緊急時> <ul style="list-style-type: none"> 屋外が危険な時は、無理に遠くの避難所に行かず、身近で安全な場所へ避難する 避難する時間がない時は、2階へ移動するなど、命を守る行動をとる
避難指示 	<ul style="list-style-type: none"> 災害発生または発生のおそれがある時に、市長、区長が必要と認める地域の居住者などに対し、地域外に立ち退くよう強く求めるもの 	

（２）避難情報の考え方

①避難は自ら判断する

- 避難行動は、住んでいる場所や家族の状況により一人ひとり異なります。様々な状況から自ら危険を判断して、早めに避難しましょう。
- 特に、土砂災害の危険がある場所に住んでいる人や、家族に高齢者などの災害時要援護者がいる場合は、早めの避難を心掛けましょう。

避難を判断する様々な状況の例

自宅の危険性 ・土砂災害の危険がある 家族構成 ・高齢者や乳幼児がいる など	テレビ・ラジオからの情報 ・大雨警報 ・土砂災害警戒情報 など	浜松市からの避難情報 ・避難準備情報 ・避難勧告 ・避難指示など（上表参照）	周囲の状況 ・夜間で見通しが悪い ・風雨で外出が危険 ・浸水が始まっている など
---	--	--	--



避難行動を判断



②命を守る行動をとる

- 夜間や浸水が始まっている時などに避難所へ向かうと危険です。
- 避難する上で大切なことは「命を守る」こと、「安全を確保すること」です。災害の状況に応じ、最善の方法を考え、避難行動を始めましょう。

状況に応じた避難行動の例

○命を守るための避難 ・自宅の2階などできるだけ高いところへ移動 ・知人宅や集会所など、身近で安全な場所へ移動 など	
○自宅で生活できない時の避難 ・避難所へ行く など	

(3) 情報の入手先

- ・インターネットや携帯電話などを利用して、最新の気象情報や河川水位情報を入手しましょう。

名称	入手方法		入手できる情報
防災気象情報 (気象庁)	インターネット		・注意報・警報 ・雨量データ など
サイボスレーダー (静岡県)	インターネット		・都田川、井伊谷川、釣橋川などの水位・雨量 ・現在の河川のライブ映像 ・注意報・警報 など
	携帯電話 (QRコード)	携帯電話で右のQRコードを読み取ると、アドレス(http://sipos.shizuoka2.jp/m/)を認識します。 	
川の防災情報 (国土交通省)	インターネット		・河川水位・雨量 ・全国・中部地方の雨量データ ・注意報・警報 など
	携帯電話 (QRコード)	携帯電話で右のQRコードを読み取ると、アドレス(http://i.river.go.jp)を認識します。 	
エフエム ハロー F m Haro !	FM ラジオ	周波数 76.1MHz	・災害情報 ・避難所開設状況 など
浜松市 Yahoo! ブログ	インターネット		
浜松市 防災ホットメール	電子メール	登録方法は 4-3 ページへ	
緊急速報メール (エリアメール)	携帯電話	詳細は 4-4 ページへ	・避難情報 など

※気象庁の情報では、北区は「浜松市南部」エリアに区分されます。

サイボスレーダーで検索できる内容

【実際のホームページの画面】



【入手できる河川の観測所の水位(例)】

河川名	観測所	水位 (m)		
		はん濫 注意水位	避難断 水位	はん濫 危険水位
都田川	瀬戸橋	5.54	6.75	7.15
井伊谷川	坂田橋	1.90	3.10	3.60
釣橋川	釣橋川	2.20	—	—

地上デジタル放送の「dボタン」で河川情報を見ることができます。(下図:SBS データ放送)



※ライブカメラが設置されていない河川もあります。詳しくはホームページをご確認ください。

III-3-3 避難する時のポイント

(1) 屋外の状況を確認めた上で避難先を決める

① 雨の強さの目安

20～30mm/時間(強い雨)



側溝があふれ、小河川では氾濫が始まる

30～50mm/時間(激しい雨)



バケツをひっくり返したように降る。がけ地付近の人は避難が必要

50～80mm/時間(非常に激しい雨)



ゴーゴーと降り続き、大きな災害が発生するおそれがある

80mm/時間以上(猛烈な雨)



恐怖を感じ、大きな災害が発生するおそれが高い

② 風の強さの目安

10～15m/秒(やや強い風)



風に向かって歩きづらく、傘がさせない

15～20m/秒(強い風)



風に向かって歩けず、転倒する人もいる

20～30m/秒(非常に強い風)



しっかり身体を確保しないと転倒する

30m/秒以上(猛烈な風)



屋根が飛ぶなど、木造家屋に大きな被害が出始める

(2) 注意すること

■ 危険な場所には近づかない

- ・水ぎわは滑りやすく大変危険
- ・増水した河川には絶対に近づかない



■ 動きやすい服装・最低限の荷物

- ・避難する時は動きやすい服装で、最低限の荷物にする
- ・長靴は水が入ると歩きづらくなるため、運動靴をはく



■ 車は控えて歩いて避難

- ・車はタイヤが隠れるくらいの水深で浮き始めるため危険
- ・渋滞の原因となるため、災害時要援護者の搬送など、必要な時以外は使用を控える



■ 避難するときは2人以上で行動

- ・隣近所で声を掛け合うなどして、2人以上で避難する



■ 浸水箇所の歩行は注意

- ・濁った水で足元が見えず危険
- ・マンホールや側溝を傘などで確認しながら歩く



■ 避難する時は土砂災害にも注意

- ・土砂災害危険箇所を避けて避難する
- ・危険箇所は「防災マップ」を見て確認する



■ 停電時の夜間の避難は危険

- ・気象情報や避難情報をこまめに確認し、避難場所へ行く場合は日が暮れる前に行動する
- ・特に、停電時は街路灯や信号機が消えるため、夜間に外出するのは大変危険

III-4 土砂災害から身を守る

III-4-1 避難のタイミングと行動

北区では、特に引佐、都田、細江、三ヶ日地区で土砂災害発生可能性があります。
がけ地近くの地域では、降雨時や地震発生時に注意しましょう。

避難のタイミング

- ①いつもより異常に雨が降っている(1時間雨量 60mm 以上が目安)
 - ②土砂災害の前ぶれを見つけた
 - ③気象庁から「大雨警報、洪水警報」や「土砂災害警戒情報」が発表された
- <土砂災害の前ぶれの例>

以下の前ぶれを見つけたら、隣近所に知らせるとともに、土砂災害 110 番(3-19 ページ参照)に連絡しましょう。

がけ崩れ 注意地区:引佐地区/都田地区/細江地区/三ヶ日地区 ※三方原地区は浜北区との境にある斜面に注意	地すべり 注意地区:引佐地区	土石流 注意地区:引佐地区/都田地区/ 細江地区/三ヶ日地区
 <p>前ぶれ</p> <ul style="list-style-type: none">・がけの割れ目が見える・がけから水が湧き出る・小石がパラパラ落ちてくる・がけから木の根が切れる音がある・泥臭いにおいがする	 <p>前ぶれ</p> <ul style="list-style-type: none">・沢の水が濁る・斜面にひび割れができる・斜面から水が噴き出す・家や壁、樹木が傾く・泥臭いにおいがする	 <p>前ぶれ</p> <ul style="list-style-type: none">・山鳴りがする・川の水が濁り、流木が混ざる・雨が降り続けているのに川の水位が下がる・泥臭いにおいがする

身の安全を守ることができる場所へ避難する

～日ごろから安全を確保できる避難場所を家族で決めておく～

①基本的な考え方

- ・身近で安全な場所もしくは、避難所へ避難する
- ・台風などで避難所に行くのが危険な場合も身近な安全な場所へ避難する

<身近で安全な避難場所とは>

例 地域で決めた集会所や土砂災害の危険のない知人宅など

<避難所へ避難する場合の注意点>

避難所に行く場合は、開設されていることを確かめた上で避難する



②避難する時間がない場合

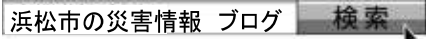


- ・緊急時は近くの鉄筋コンクリート造の建物へ避難する
- ・木造家屋の場合は、家の中でがけ地に一番遠い2階の部屋などへ避難する



III-4-2 避難するために知っておく情報




(1) 情報の入手先

・土砂災害に関する情報、最新の災害情報は、以下から入手できます。

種類	情報先	入手方法	入手できる情報
FMラジオ	エフエム ハロー! Fm Haro!	周波数 76.1MHz	・災害情報 ・避難所開設状況 など
インターネット	浜松市 Yahoo!ブログ		・土砂災害警戒情報 など ・注意報・警報 ・雨量データ など
	サイボスレーダー (静岡県)		
	防災気象情報 (気象庁)		
電子メール	浜松市 防災ホットメール	登録方法は 4-3 ページへ	・災害情報 ・避難所開設状況 など
携帯電話	緊急速報メール (エリアメール)	詳細は 4-4 ページへ	・避難情報 など

(2) 土砂災害 110 番

・土砂災害が発生しそうな時、発生した時は下記まで連絡しましょう。

名称	連絡先
浜松市北土木整備事務所	 053-436-2551
静岡県浜松土木事務所 企画検査課	 053-458-7266
静岡県 交通基盤部 河川砂防局 砂防課	 054-221-3044

III-4-3 避難する時のポイント

■土石流からの逃げ方

- ・土石流は大変スピードが速いため、逃げる時は土砂が流れる方向と直角に逃げる



■雨がやんでも注意

- ・雨のピークから遅れてがけ崩れが発生する場合もあり、数時間は注意する



■避難時もがけ地に注意

- ・がけ地はどこでも崩れるおそれがあるため、がけ地付近の通行に注意する



III-5 避難所などの防災施設

III-5-1 避難所、応急救護所、救護病院、ヘリポート

浜松市地域防災計画などに基づく平成 24 年 10 月現在の市指定避難所などは以下の通りです。



避難所、応急救護所、救護病院、ヘリポート

市指定避難所および応急救護所

所在地区	避難所	所在地	電話番号 (平日昼間)	地震 自宅で生活 できない時	水害	備考
三方原	三方原小学校	北区三方原町 682	053-436-6200	◎	○	
	豊岡小学校	北区豊岡町 22	053-436-1107	◎	○	
	北星中学校	北区初生町 1305	053-436-1106	○	○	
	初生小学校	北区初生町 1001-2	053-437-0718	○	○	
	三方原中学校	北区豊岡町 196	053-436-7823	○	○	
都田	都田小学校	北区都田町 5609-2	053-428-2004	◎	○	
	都田中学校	北区都田町 5824-18	053-428-2024	○	○	
	都田南小学校	北区都田町 8756	053-428-2046	○	○	
	(旧)滝沢小学校	北区滝沢町 1520	053-523-1112	○	○	土砂災害警戒区域
細江	気賀小学校	北区細江町気賀 11529	053-523-0158	◎	○	土砂災害警戒区域
	西気賀小学校	北区細江町気賀 9994-1	053-523-0142	▲	○	
	伊目小学校	北区細江町気賀 3241	053-523-0253	▲	○	土砂災害警戒区域
	高台幼稚園	北区細江町中川 7172-701	053-523-0879	○	○	
	中川小学校	北区細江町中川 2553	053-523-0431	▲	▲	
	気賀高等学校	北区細江町広岡 1	053-523-1035	○	○	
	細江中学校	北区細江町気賀 7300-1	053-523-0166	▲	▲	
引佐	井伊谷小学校	北区引佐町井伊谷 680	053-542-0063	◎	○	
	引佐南部中学校	北区引佐町横尾 426	053-542-0062	○	○	
	金指小学校	北区引佐町金指 1369	053-542-0114	○	○	
	引佐高等学校	北区引佐町金指 1428	053-542-0016	○	○	
	奥山小学校	北区引佐町奥山 1101-1	053-543-0310	◎	○	土砂災害警戒区域
	奥山グラウンド奥山体育センター	北区引佐町奥山 1550-1	053-542-1111	○	○	
	(旧)伊平小学校	北区引佐町伊平 580-2	053-542-1111	○	○	土砂災害警戒区域
	(旧)川名小学校	北区引佐町川名 470-1	053-542-1111	○	○	土砂災害警戒区域
	引佐北部小中学校	北区引佐町四方浄 134-6	053-544-0301	○	○	
	(旧)渋川幼稚園	北区引佐町渋川 18-2	053-542-1111	○	○	
(旧)久留女木小学校	北区引佐町西久留女木 63-4	053-542-1111	○	○		
三ヶ日	三ヶ日東小学校	北区三ヶ日町都筑 2266-2	053-526-7034	◎	○	
	三ヶ日西小学校	北区三ヶ日町三ヶ日 301-1	053-525-0047	◎	○	土砂災害警戒区域
	尾奈小学校	北区三ヶ日町下尾奈 1431	053-525-0164	○	○	
	平山小学校	北区三ヶ日町平山 200	053-525-0136	○	○	
	三ヶ日公民館・三ヶ日保健センター	北区三ヶ日町三ヶ日 500-1	053-524-1111	◎	○	
	大福寺保育園(休園)	北区三ヶ日町福長 70-20	053-524-1111	○	○	
	三ヶ日高等学校	北区三ヶ日町釣 78-1	053-525-0103	▲	○	

【凡例】◎：応急救護所が併設される避難所

▲：状況が落ち着いた後に施設が使用できれば、避難生活をする場所として開設

＜注意＞

- ・上表の避難所は、自宅で生活できない場合や自宅にいると危険な場合に向かう施設です。
- ・災害の状況によって開設しますので、市からの情報を確認して避難しましょう。
- ・その他、自治会などで一時的な避難場所を決めている地域もあります。

単独で開設される応急救護所

所在 地区	施 設 名	所 在 地	電話番号 (平日昼間)
引佐	鎮玉診療所	引佐町四方浄 96-2	053-544-0310

救護病院

所在 地区	病 院 名	所 在 地
三方原	聖 隷 三 方 原 病 院	北区三方原町 3453

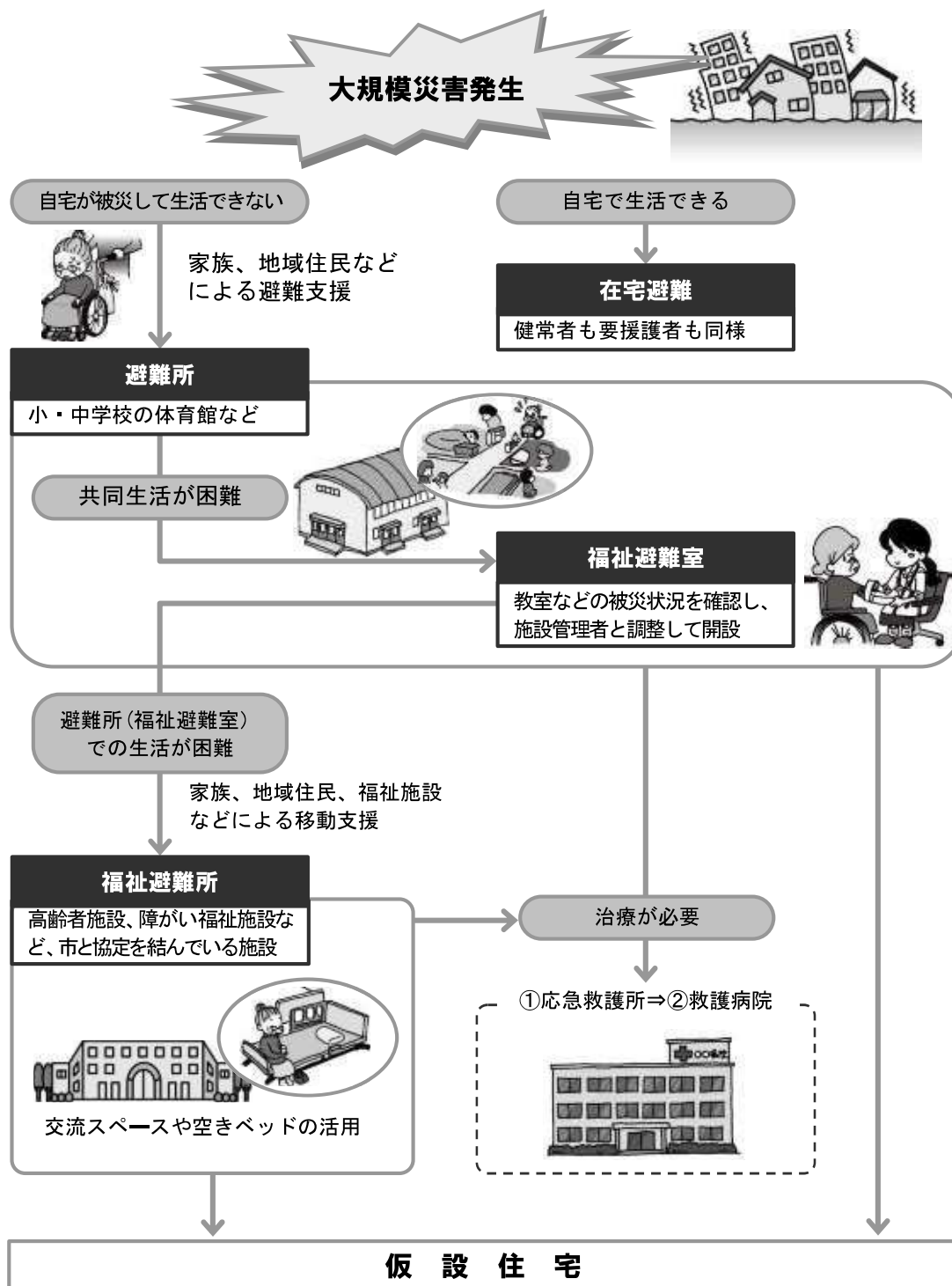
防災ヘリポート

所在 地区	名 称	所 在 地
三方原	三方原墓園広場	北区根洗町 821
都田	浜松市フルーツパーク駐車場	北区都田町 4263-1
細江	気賀小学校グラウンド	北区細江町気賀 11529-1
	中川小学校グラウンド	北区細江町中川 2553
	細江中学校グラウンド	北区細江町気賀 7300
引佐	県立引佐高等学校野球場	北区引佐町金指 1428
	引佐南部中学校グラウンド	北区引佐町横尾 426
三ヶ日	三ヶ日西小学校グラウンド	北区三ヶ日町三ヶ日 417-2
	三ヶ日運動場	北区三ヶ日町字志 1320-5

III-5-2 福祉避難所

- ・災害時には、避難所での生活が困難な災害時要援護者のために「福祉避難所」が開設されます。
- ・開設にあたっては、通常の避難所に集まった災害時要援護者の状態に応じて順次開設しますので、まずは通常の避難所へ避難しましょう。

災害発生時の災害時要援護者の避難の手順



III-5-3 避難所などの備蓄品

- ・市では、自宅の倒壊などにより避難所で生活しなければならない人のため、避難所や広域防災倉庫などに物資の備蓄をしています。
- ・避難者が多数となり物資が不足した場合は、協定を結んでいる自治体や企業などに支援を要請します。

- ・80万人のすべての市民の3日分の食料などを市が備蓄することは難しいので、できるだけ各家庭で用意してください。
- ・食料、水、便袋などを各家庭で備蓄してください（家庭での備えは4-25ページを参照）。

【浜松市全体での主な物資の備蓄状況（平成24年4月現在）】

■食料 約560,000食（避難予想者の3食分）

内訳

- | | |
|-----------|-----------|
| ・アルファ化米 | 約470,000食 |
| ・サバイバルフーズ | 約76,000食 |
| ・その他 | 約14,000食 |



アルファ化米

■毛布 約76,000枚

■トイレ

- | | |
|------------------|-----------|
| ・仮設トイレ（組立式便槽トイレ） | 約950基 |
| ・簡易トイレ（ペール缶トイレ） | 約1,300基 |
| ・便袋（トイレ衛生袋） | 約150,000枚 |
| ・トイレットペーパー | 約5,000ロール |



仮設トイレ



簡易トイレ

■その他

- ・発電機 約500台
- ・投光機 約480台
- ・浄水機 約230台



便袋



発電機

【浜松市全体での飲料水などの確保対策】

- | | | | |
|-----------|---------------------------|-----------------------|--------------------|
| ・給水栓付き受水槽 | 128基 | 約3,700 m ³ | } 1日1人3ℓで173,000人分 |
| ・耐震性貯水槽 | 19基 | 約1,500 m ³ | |
| ・その他 | 応急水源、防災用井戸、プール水を浄水機でろ過 など | | |
| ・給水車 | 10t車×1台、4t車×2台、2t車×5台 | | |